

延滞金の割合の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

延滞金の割合の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

延滞金の割合の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例

(霧島市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 霧島市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年霧島市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「納期限」を「納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)」に、「当該金額100円」を「当該納付金額」に、「10日」を「1月」に改め、同条第2項中「うるう年」を「<sup>じゅん</sup>閏年」に改める。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(霧島市介護保険条例の一部改正)

第2条 霧島市介護保険条例(平成17年霧島市条例第165号)の一部を次のように改正する。

附則第7項を次のように改める。

(延滞金の割合等の特例)

- 7 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(霧島市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 霧島市法定外公共物管理条例（平成17年霧島市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「納期限」を「納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）」に、「年14.6パーセント」を「年14.5パーセント（督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して1月を経過した日以前の期間については、年7.25パーセント）」に改め、同条に第3項として次の1項を加える。

- 3 前項に定める延滞金の額の計算につき年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 6 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(霧島市道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 霧島市道路占用料徴収条例（平成17年霧島市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「納期限」を「納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）」に、「年14.6パーセント」を「年14.5パーセント（督促状を発す

る前の期間及び督促状を発した日から起算して1月を経過した日以前の期間については、年7.25パーセント)」に改め、同条に第3項として次の1項を加える。

3 前項に定める延滞金の額の計算につき年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(霧島市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第5条 霧島市河川占用料等徴収条例(平成17年霧島市条例第266号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「納期限」を「納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)」に、「年14.6パーセント」を「年14.5パーセント(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して1月を経過した日以前の期間については、年7.25パーセント)」に改め、同条に第3項として次の1項を加える。

3 前項に定める延滞金の額の計算につき年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第6条 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例（平成17年霧島市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「納付期日までに」を「納付期日（納付期日の延長があったときは、その延長された納付期日とする。）までに」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に第2項として次の1項を加える。

2 前項に定める延滞金の額の計算につき年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（霧島市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第7条 霧島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年霧島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

（延滞金の割合等の特例）

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例中第1条（附則第3項の規定に限る。）、第2条、第3条（附則第6項の規定に限る。）、第4条（附則第3項の規定に限る。）、第5条（附則第2項の規定に限る。）、第6条（附則第3項の規定に限る。）及び第7条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

平成26年1月1日から施行される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）により、延滞金の利率の引下げが行われることに伴い、及び用語を整理するため等、関係条例の所要の改正をしようとするものである。